

第十六回国会 通商産業委員会 議 録 第十一号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事福田 一君

理事村上 勇君 理事長谷川四郎君

理事官藤 新八君

小川 平二君 中村 幸八君

笹本 一雄君 山手 満男君

齋木 重一君 下川儀太郎君

中崎 敏君 山口シヅエ君

始関 伊平君

出席政府委員

通商産業 古池 信三君

政務次官 岡田 秀男君

中小企業庁長官 岡田 秀男君

通商産業事務官 石井由太郎君

(中小企業庁振興部長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

七月三日

輸出取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会申入れに関する件

中小企業金融公庫法案(内閣提出第

四六号)

輸出取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四八号)

○大西委員長 これより会議を開きま

す。

本日は、まず昨日日本委員会に付託に相なりました輸出取引法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。古池政務次官。

輸出取引法の一部を改正する法律案

目次中 第四章 輸出組合(第八条、第十九条) 第五章 雑則(第二十条、第三十二条) 第六章 罰則(第三十三条、第三十七条)

者の協定(七条の二) (第十九条の二) (第十九条の六) (第十九条の七) (第三十二条) (第三十七条)

第一条中「及び輸出取引」を「並びに輸出取引及び輸入取引」に「輸出貿易」を「外国貿易」に改める。 第五条第一項を次のように改める。

輸出業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸出に係る取引に関する事項について協定を締結し、又はその協定をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、その協定を締結するとともに、通商産業大臣の

輸出取引法の一部を改正する法律 輸出取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 輸出入取引法

第三章の二 輸入業 第四章の二 輸出組合 第五章の二 輸出入組合 第六章 罰則(第三十三条、第三十七条)

認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の生産業者若しくは販売業者と輸出すべきこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他の国内取引に関する事項について協定を締結することができる。但し、輸出業者が貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出に係る取引に関する事項について協定を締結することができるのは、第三号又は第四号に掲げる事由がある場合において、それぞれ第三号又は第四号に掲げる事由を除去するため必要がある場合に限る。

一 貨物の輸出価格が著しく低く、又はその輸出数量が著しく多いため、仕向地におけるその

貨物と同種又は類似の貨物の需給に著しい影響を及ぼし、仕向地の関係事業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 貨物の輸出価格の変動により仕向地の輸入業者が著しい損失を受けるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となり、又は困難となるおそれがあること。

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限され、又はその仕向地に対する輸出取引における競争が不当に制限されているため、国内の関係事業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

四 当該貨物が輸出されたことがないか、又は当該貨物の輸出数量の累計が著しく少いため、輸出取引における通常の取引関係が確立されるに至らなかつた仕向地において、その貨物の輸出取引における競争が過度に行われることにより、その貨物の輸出取引の成立が困難となり、又は困難となるおそれがあること。

第五条第三項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。 三 その協定に参加し、又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

四 国内の関係事業者又は一般消費者の利益を不当に害するもの

でないこと。 第七条の次に次の一章を加える。 第三章の二 輸入業者の協定(協定)

第七条の二 輸入業者は、左の各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他の輸入に係る取引に関する事項について協定を締結し、又はその協定をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格、品質その他の国内取引に関する事項について協定を締結することができる。

一 輸入貨物に係る船積地の輸出取引における競争が実質的に制限され、又は輸入取引における競争が過度に行われるため、国内の関係事業者又は一般消費者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 通商に関する政府間の取極の実施その他の理由により、特定の船積地から貨物を輸入することが必要である場合において、

その貨物の当該船積地からの輸入価格が他の船積地からの輸入価格に比して著しく高いため、又は当該船積地から輸入する貨物の品質が他の船積地から輸入する貨物の品質と著しく異なるため、当該船積地からその貨物を輸入することが困難となり、又は困難となるおそれがあること。

2 第五条第二項及び第三項、第六条並びに前条の規定は、前項の協定に準用する。

第十一条第一項に次の但書を加える。

但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下「出資輸出組合」という。）以外の輸出組合は、第三号の事業を行うことができない。

第十一条第一項第一号中「輸出業者」を「輸出組合の所屬員（輸出組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「輸出業者」を「輸出組合の所屬員」に改め、同項に次の一号を加える。

三 組合員に対する資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためのその借入

第十一条第二項中「又は類似の貨物」を「若しくは類似の貨物」に、「又は数量」を「若しくは数量その他輸出に係る取引に関する事項に、「定めることができる。」を「定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてして当該事由を除去することが困難である場合において、その組合員の遵守すべき事項を定めるとともに、通商産業大臣の認可を受け

て、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の生産業者若しくは販売業者と輸出すべきこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他国内取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができる。但し、貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量以外の輸出に係る取引に関する事項についてその組合員の遵守すべき事項を定めることができるのは、同項第三号又は第四号に掲げる事由がある場合において、それぞれ同項第三号又は第四号に掲げる事由を除去するため必要がある場合に限り、に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（出資）

第十二条の二 輸出組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

但し、出資輸出組合以外の輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載しなくてもよい。

第十五条第一項第五号の次に次の三号を加える。

五の二 出資一口の金額及びその払込の方法

五の三 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

五の四 準備金の額及びその積立

の方法

第十五条第二項中「又は事由を」の下に、「現物出資をする者を定めるときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに對して与える出資口数を」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（出資輸出組合への移行）

第十六条の二 出資輸出組合以外の輸出組合は、定款を変更して、出資輸出組合に移行することができる。

2 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第二十九條第一項から第三項まで（出資の第一回の払込）の規定は、前項の規定による出資輸出組合への移行に準用する。この場合において、同条第一項中「前条の規定による引渡を受けたとき」とあるのは「出資輸出組合への移行に関する定款の変更につき輸出取引法第十六條第一項の認可があつたとき」と、同条第三項中「組合成立」とあるのは「主たる事務所所在地における輸出入取引法第十六條の二第三項の規定による登記」と読み替へるものとする。

3 輸出組合は、出資の第一回の払込のあつた日から主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内で定款の変更により新たに登記すべきこととなつた事項を登記しなければならない。

4 第一項の規定による出資輸出組合への移行は、主たる事務所の所在地において前項の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

5 第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

6 前項の登記の申請書には、出資輸出組合への移行を証する書面並びに出資の総口数及び出資の第一回の払込のあつたことを証する書面を添付しなければならない。

7 総代会においては、第十九條第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十五條第六項の規定にかかわらず、出資輸出組合への移行に関する定款の変更について議決することができる。

第十八條第二項中「昭和二十四年法律第八十一号」を削る。

第十九條を次のように改める。

（準用）

第十九條 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十一條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十四條（規約）、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十七條第一項、第三十八條から第四十五條まで（役員等）、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條から第五十五條まで（総会及び総代会）、第六十二條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條（解散及び清算）、第七十條第二項及び第四項から第六項まで（事業）、第八十三條（第二項第三号及び第五号を除く）、第八十四條、第八十五條、第八十六條第一項、第八

十七條から第九十六條まで、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條から第九十九條まで（登記）、第百零四條、第百零五條、第百零六條（雜則）並びに第百零五條第二号から第百零七號まで及び第百零五號から第百零八號まで（罰則）の規定は、輸出組合に準用する。この場合において、同法第二十八條中「前条第一項の認証」とあるのは「輸出入取引法第十四條第一項の認可」と、第三十一條、第四十八條、第六十二條第二項、第百零四條、第百零五條及び第百零六條中「行政庁」とあるのは「通商産業大臣」と、第五十一條第一項中「二 規約の設定、変更又は廃止」とあるのは「二 規約の設定、変更又は廃止 二の二 輸出入取引法第十一條

第二項の組合員の遵守すべき事項

の設定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

の認定、変更又は廃止」と、第五十三條中「四 事業の全部の譲渡」とあるのは「四 事業の全部の譲渡 五 輸出入取引法第十

一條第二項の組合員の遵守すべき事項又は団体協約の設定、変更又は廃止」と、第五十五條第一項中「二百人」とあるのは「百人」と、同条第三項中「十分の一」とあるのは「五分の一」と、第六十二條第一項第六号中「解散を命ずる裁判」とあるのは「輸出入取引法第十八條第一項の規定による解散の命令」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項第一号から第五号まで」と、第八十三條第一項中「第二十九條の規定による出資の払込」とある

のは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「輸出入取引法第十四条第一項の認可」と、第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿及び企業組合登記簿」とあるのは「輸出組合登記簿」と、第九十三条第二項中「書面並びに出資の総口数及び第二十九条の規定による出資の払込のあつたことを証する書面」とあるのは出資輸出組合以外の輸出組合にあつては「書面」と、第九十七条第一項中「第三項」とあるのは「輸出入取引法第十八条第二項」と読み替へるものとする。

2 中小企業等協同組合法第十條

(出資)、第十五条から第十八条まで(加入及び脱退等)、第二十条から第二十三条まで(持分等)、第二十九条第一項から第三項まで(出資の第一回の払込)、第五十六条、第五十七条(出資一口の金額の減少)、第五十八条第一項から第三項まで(準備金)、第五十九条から第六十一条まで(剰余金の配当等)、第七十条第三項(事業)、第八十三条第二項第五号、第八十六条第二項(登記)並びに第九十五条第十三号及び第十四号(罰則)の規定は、出資輸出組合に準用する。この場合において、同法第十條第三項中「出資総口数の百分の二十五(信用協同組合にあつては、百分の十)」とあるのは「出資総口数の百分の十」と、「三人」とあるのは「九人」と読み替へるものとする。

第十九条の次に次の一章を加へる。

第四章の二 輸入組合

(法人格)

第十九条の二 輸入組合は、法人とする。

(設立)

第十九条の三 輸入組合は、輸入組合の設立が輸入取引の秩序の確立に寄与すると認められる貨物であつて、政令で定めるものの輸入業者又は輸入組合でなければ、設立することができない。

(事業)

第十九条の四 輸入組合は、第七條の二第一項各号の一に掲げる事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件若しくは数量その他輸入に係る取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員の遵守すべき事項を定め、又はその組合員の遵守すべき事項をもつてしては当該事由を除去することが困難である場合において、通商産業大臣の認可を受けて、当該貨物と同種若しくは類似の貨物の需要者若しくは販売業者と輸入するこれらの貨物の価格、品質その他の取引条件、取引数量その他国内取引に関する事項について、定款で定めるところにより、組合員のためにする団体協約を締結することができる。

2 輸入組合は、前項に定めるもの

の外、輸入組合の所屬員(輸入組合を直接又は間接に構成する者をいう。以下同じ。)の共通の利益を増進するための施設を行うことができる。

3 第五条第二項及び第三項、第六條並びに第七條の規定は、第一項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。

(組合員の資格)

第十九条の五 輸入組合の組合員たる資格を有する者は、第十九条の三に規定する者であつて、定款で定めるものとする。

(準用)

第十九条の六 第四章(第八條、第十一條及び第十二條を除く。)の規定は、輸入組合に準用する。この場合において、第十三条中「三十人」とあるのは「十人」と、「十人」とあるのは「五人」と、第十九条第一項中「輸出組合登記簿」とあるのは「輸入組合登記簿」と読み替へるものとする。

第五章第二十條の前に次の二條を加へる。

(輸出価格等に関する命令)

第十九条の七 通商産業大臣は、第五條第一項の協定を締結し、又は第十一條第二項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸出業者の当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出額がその仕向地に輸出されるその貨物と同種の貨物の総輸出額に対し相当の比率を占めていない場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第五條第一項各

号の一に掲げる事由を除去することができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸出取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸出貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、通商産業省令で、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引条件又は数量につき輸出業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該仕向地に輸出する当該貨物の輸出取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、又は、通商産業省令で、輸出業者は、当該仕向地に当該貨物を輸出しようとするときは、その輸出取引における価格又は数量につき通商産業大臣の承認を受けなければならないものとするのであり、但し、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項の規定に基く政令の規定により通商産業大臣の輸出の承認を受けるべき特定の種類の貨物については、この限りでない。

3 前二項の通商産業省令による制限は、第五條第一項各号の一に掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものでなければならぬ。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の通商産業省令に違反した者に対し、一年以内の期間を限り、

品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずることができる。

(輸入価格等に関する命令)

第十九条の八 通商産業大臣は、第七條の二第一項の協定を締結し、又は第十九条の四第一項の組合員の遵守すべき事項の適用を受けている輸入業者の当該協定又は組合員の遵守すべき事項に係る船積地から輸入する当該貨物の輸入額がその船積地から輸入されるその貨物と同種の貨物の総輸入額に対し相当の比率を占めている場合であつて、その協定又は組合員の遵守すべき事項をもつてしてはその協定又は組合員の遵守すべき事項に係る第七條の二第一項各号の一に掲げる事由を除去することができなかつた場合において、当該事由を除去しなければ輸入取引の秩序の確立を著しく害し、又は輸入貿易の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、通商産業省令で、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格、品質その他の取引条件又は数量につき輸入業者の遵守すべき事項を定めることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該当する場合において、同項に規定する事由を除去するための措置として、当該船積地から輸入する当該貨物の輸入取引における価格又は数量を定める通商産業省令を制定することが適切でないとき、又は、通商産業省令で、輸入業者は、当該船積地から当該貨物

を輸入しようとするときは、その輸入取引における価格又は数量につき通商産業大臣の承認を受けなければならないものとすることが出来る。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の通商産業省令に準用する。

第二十条を次のように改める。  
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五條第一項若しくは第二項(第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項)において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)、第七號の二第一項、第十一條第二項又は第十九條の四第一項の認可を受けてする正当な行為には、適用しない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 不正な取引方法を用いるとき、又は事業者が不正な取引方法に該当する行為をさせるようとするとき。

二 当該認可に係る貨物以外の貨物であつて、当該認可に係る貨物と同種又は類似のもの、国内取引の一定分野における競争を實質的に制限するとき。

三 次条第六項の規定による公示があつた後一月を経過したとき。(同条第五項の請求に応じ、通商産業大臣が第六條(第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項)にお

いて準用する場合を含む。以下この章において同じ。の規定による処分をした場合を除く。)

第二十一條第一項中「又は第十一條第二項」を、「第七條の二第二項、第十一條第二項又は第十九條の四第一項」に改め、同条第四項中「第五條第一項」の下に「若しくは第七條の二第二項」を加え、「同条第二項」を「第五條第二項」に改め、「第十一條第二項」の下に「若しくは第十九條の四第一項」を加え、「同条第三項」を「第十一條第三項又は第十九條の四第三項」に、「第五條第三項第一号又は第二号」を「第五條第三項第一号から第四号までの一」に、「第十一條第三項」を「第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、第十九條の七第一項若しくは第二項又は第十九條の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会にその旨を通知しなければならない。

6 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

第二十二條中「若しくは第二項」の下に「第七條の二第二項」を、「若しくは第七條第二項」の下に「これらの各規定を第十九條の六に

おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。若しくは第十九條の四第一項」を加え、「若しくは第十八條第一項の規定による処分をしようとするとき」を、「第十八條第一項(第十九條の六において準用する場合を含む。以下この章において同じ。の規定による処分を、若しくは第十九條の七第一項若しくは第二項若しくは第十九條の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするとき)に改め、「当該処分」の下に「若しくは通商産業省令」を加え、「又は第十七條第一項の認可」を「若しくは第十七條第一項の認可又は第十八條第一項の規定による命令」に認可に係る」を「認可又は命令に係る」に改め、「輸出業者」の下に「又は輸入組合の所屬員たる輸入業者」を加える。

第二十三條から第二十九條までを次のように改める。  
(輸出入取引審議会への諮問)

第二十三條 通商産業大臣は、第二條第四号若しくは第十九條の三の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第十九條の七第一項若しくは第二項若しくは第十九條の八第一項若しくは第二項の通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、輸出入取引審議会に諮問しなければならない。

第二十四條から第二十九條まで 削除

第三十二條中「輸出業者又は輸出組合」を「輸出業者、輸入業者、輸出組合、輸入組合、輸出すべき貨物の生産業者若しくは販売業者又は輸

入する貨物の需要者若しくは販売業者」に改める。  
第六章中第三十三條の前に次の一條を加える。

第三十二條の二 輸出組合又は輸入組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、その輸出組合若しくは輸入組合の事業の範圍外において、貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投票取引のためにその輸出組合若しくは輸入組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第三十三條中「第四條第二項」の下に「又は第十九條の七第四項(第十九條の八第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四條第一号中「第五條第一項」の下に「又は第七條の二第一項」を加え、「同項を「これらの規定」に改め、同条第二号中「第五條第二項」の下に「(第七條の二第二項)において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第六條」の下に「(第七條の二第二項)において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十五條中「輸出組合」の下に「又は輸入組合」を加え、同条第一号中「第十一條第二項」の下に「又は第十九條の四第一項」を加え、「同項に規定する組合員の遵守すべき事項を定め、又は団体協約を締結したとき」に改め、同条第二号及び

第三号中「第十一條第三項」の下に「又は第十九條の四第三項」を加え、同条第四号中「第十八條第一項」の下に「(第十九條の六において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十六條第一号中「第十一條第三項」を「第七條の二第二項、第十一條第三項又は第十九條の四第三項」に改め、同条第二号中「第十條第二項」の下に「(第十九條の六において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十九條第一項(第十九條の六において準用する場合を含む。))において準用する中小企業等協同組合法第四百四條第三項又は第四百五條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六條の次に次の一條を加える。

第三十六條の二 輸出組合又は輸入組合が第十九條第一項(第十九條の六において準用する場合を含む。))において準用する中小企業等協同組合法第六條の規定による命令に違反した場合には、その輸出組合又は輸入組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七條中「前四條」を「前五條」に改める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範圍内において政令で定める。  
2 登録税法(明治二十九年法律第

二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業等協同組合」の下に「輸出組合、輸入組合」を、「中小企業等協同組合」の下に「輸出入取引法」を加える。

3 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

5 前項の規定による改正後の法人税法第九條第六項の規定は、昭和二十八年八月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

6 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)」の下に「輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)」を加える。

第三百四十八條第五項及び第七百四十三條第六号中「水産業協同組合法」の下に「輸出入取引法」を加える。

第七百四十六條第二項第五号の

次に次の一号を加える。

五の二 輸出組合及び輸入組合  
七 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

通商審議会	通商に関する政策及び計画に関する重要事項を調査審議すること
輸出入協議会	輸出入取引並びに輸出入物資の買付及び配分に係る重要事項を調査審議すること
輸出入取引審議会	輸出入取引に関する重要事項を調査審議すること

○古池政府委員 たいだいま提案になりましした輸出取引法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行の輸出取引法は、不公正な輸出入取引を防止するとともに、一定の限度において輸出業者の協定と輸出組合の設立を認めることにより、輸出入取引の秩序の確立をはかることを目的として昨年八月制定されました。しかしながら、その後輸出取引の面におきましては、現行法によつて許容される輸出入業者の協定または輸出組合の活動によつては、輸出入取引の秩序を確立するためには不十分な場合が生じて参りました。他方、現行法においては何らの規定もない輸入取引の面におきまして、過度の競争から貴重な外貨を浪費する結果を招き、または通商協定の遂行上割高な税資等を輸入する必要も生

のように改める。

二十四 輸出業者及び輸入業者の協定並びに輸出組合及び輸入組合の組合員の遵守すべき事項及び団体協約を認可すること。

第三に、輸出組合につきましては、その財政的基礎を強化するため、出資制採用の道を開くとともに、輸出業者の協定に準じ、組合員の遵守すべき事項を定め得る場合を拡張し、かつ特定の場合における団体協約の締結、一手輸出等を可能にする道を開きました。

第四に、輸入取引の競争が過度に行われる場合、通商協定の達成上割高物資でも輸入する必要がある場合等において、輸入業者の協定の締結を認め、さらに乱立防止の見地からする嚴重な制限のもとに、輸入組合の設立とその活動を認めることといたしました。

第五に、輸出取引または輸入取引における業者の協定または組合員の遵守すべき事項をもつてしては実効を期し得ない場合には、通商産業省令により、輸出業者または輸入業者の遵守すべき事項を定め、または通商産業大臣の承認を受けるべき義務を課し得ることといたしました。

これを要するに、長年のわが国貿易業界の念願のもとに成り立ちました輸出取引法につき、わが国貿易の特質と実情に即応するよう、その不備な点を改正しようとするのが本法案でありまして、その成立は、必ずや公正にしてかつ秩序ある輸出入取引を促進し、わが国貿易の国際的信用の増進に資するとともに、ひいては世界の貿易の拡大に寄与するものであることを確信しております。

過度の競争が行われる場合等を追加するとともに、さらに特定の場合において輸出業者のいわゆる輪番輸出を認めるため、協定事項の範囲を拡大いたしました。

第三に、輸出組合につきましては、その財政的基礎を強化するため、出資制採用の道を開くとともに、輸出業者の協定に準じ、組合員の遵守すべき事項を定め得る場合を拡張し、かつ特定の場合における団体協約の締結、一手輸出等を可能にする道を開きました。

第四に、輸入取引の競争が過度に行われる場合、通商協定の達成上割高物資でも輸入する必要がある場合等において、輸入業者の協定の締結を認め、さらに乱立防止の見地からする嚴重な制限のもとに、輸入組合の設立とその活動を認めることといたしました。

第五に、輸出取引または輸入取引における業者の協定または組合員の遵守すべき事項をもつてしては実効を期し得ない場合には、通商産業省令により、輸出業者または輸入業者の遵守すべき事項を定め、または通商産業大臣の承認を受けるべき義務を課し得ることといたしました。

これを要するに、長年のわが国貿易業界の念願のもとに成り立ちました輸出取引法につき、わが国貿易の特質と実情に即応するよう、その不備な点を改正しようとするのが本法案でありまして、その成立は、必ずや公正にしてかつ秩序ある輸出入取引を促進し、わが国貿易の国際的信用の増進に資するとともに、ひいては世界の貿易の拡大に寄与するものであることを確信しております。

以上がこの法案の提案理由及びその

内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

本案に対する質疑は次会において行うことといたします。

○大西委員長 次に、中小企業金融公庫法案を議題とし質疑に入ります。質疑の通告がありますから、通告順によつてこれを許します。小平久雄君

○小平(久)委員 本法案は前国会において当委員会においても十分審議されたところでありまして、大体問題点は論議し尽くされた観があるのであります。本国会にあらためて提出されましたので、私はことに重要と思われぬ点につきまして当局の御所見を承つておきたいと思ひます。

まず第一に承りたいと思ひますことは、本公庫を創設するねらいとでも申しますか、中小企業向きの全金融機構の中にあつて、本公庫はどういう機能をさしようというのがねらいなのか、この点をまず最初に何つておきたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 お答え申し上げます。わが国の経済関係が、戦後全般的に戦争の打撃によつて弱つて来た。その弱つて来たことが、朝鮮ブームの減退によつて特に顕著になつて参りました。以来、中小企業はあらゆる面において苦んでおるのであります。その苦しんでおられます一つの大きな方面といたしまして、金融の関係をあげなければならぬかと思ひます。その金融の面で中小企業が苦しん

でおります大きな一つの問題は、彼らが金融上、長期の安定した資金で、比較的金利の安い金、これを利用するところがほとんど不可能と申してもいいような状態にあるということが指摘され得るのではないかと思つております。現在の金融機構の上におきましては、わずかに開発銀行が昨年の九月から開始いたしました中小企業向けの見返り資金の貸出しが、金利一割、貸出し期間が五年という金を出しておるのでございますけれども、その金額は月に五億程度のもので出しておる程度でございます。はなはだ不十分たるを免れ得ないのであります。そこでわれわれといたしましては、何とかして中小企業向けの、安定した、比較的低利の金をいさ少しふんだんに多く供給する仕組みを考えたい、こう考へて研鑽を積んでおりましたところ、昨年暮れの国会におきまして、衆参両院において、この種類の金を中小企業者に供給する仕組みとして特別会計を創設する、という意味の決議が採択に相なつたのであります。私どもといたしましては、この決議に沿ひまして、大蔵省筋と鋭意折衝いたしました結果、ここに御提案申し上げました中小企業金融公庫というものをつくることに相なつたのであります。特別会計で最初院議がござりましたものを中小企業金融公庫にかえましたゆえんのもの、特別会計でありますれば、その運用を役人がやるわけでありまして、公務員は必ずしもその地位が安定しておられませんので、首尾一貫した方針のもとに責任をもつてこの金融を担当するという面において欠くところがありません。また財政法によります拘束が微細

に入り過ぎまして、金融の操作上不都合な点が多いのではないかと申すような点を考慮いたしまして、農林漁業金融公庫の例にもかんがみまして、公庫にかえたのでございまして、運用の方針その他につきましては、院議において示されました特別会計と何ら差はないのであります。要は、中小企業者に対しては、長期の金、しかも一般市場金利から見ますれば比較的安い金利の金を供給いたしまして、設備の合理的な必要のあるような局面にこれを利用していただきたい、かようなのが本法を御提案申し上げております根本の理由でございます。

○小平(久)委員 ただいまの御説明にもあります通り、本公庫は、要するに長期にして安定せる、しかも低利の資金を中小企業者に供給しようというのがねらいのようでありまして、そこで長期の、しかも安定せる低利の資金といふことになるのであります。御説明の中にも、設備資金、あるいは比較的低利の運転資金、こういうお話でありましたが、この案全体を通覧いたしますと、どうもわれわれから見て、同じ長期の資金のうちにおきましても、どちらかという設備資金あるいは合理化資金、こういう面に運転資金よりもむしろ重点を置いて考えられておるのじやないかというやうな感じがいたすのであります。さらにまた、中小企業金融公庫と申しまして、中小企業全体を対象としたしてありますが、比較的中小のうちの中あるいはそれに近いもの、こららをどうもねらつたやうな感じがいたすのであります。

が、その辺のところは当局はどう考へておりますか、この点を御説明願ひます。○岡田(秀)政府委員 中小企業金融公庫は、やはり国家資金を経済界に流す仕組みの一つの機構でございまして、国家的な金融機関といたしまして現在政府が設立し、現に動かしておりますものは、いわゆる基本産業と申しますか、国家的な産業に投資することを主たる目的としたものとして開発銀行があるのでございます。これは電源開発でありますとか、石炭の大きな開発資金でありますとか、あるいは船舶の金融であるとかいふやうなものをおもなねらいといたすものとして開発銀行があるわけでありまして、一方、更生資金も含めまして、その他にも、中小企業のうちどちらかと申しますれば零細、小規模の方々に、また比較的単位の金額を御融通申し上げることを主たる使命として国民金融公庫が現に活躍いたしておるのであります。従いましてこの中小企業金融公庫は、開発銀行のやうに大きなものではない。同時に国民金融公庫ほど小規模、零細なものではない。その間にはさまつております中小企業を金融の対象として持つて行くものである。かような使命をこの公庫に授けることによりまして、既存の機構との重複も避け、しかもまた経済界に国家資金としての穴が生れずに行くという構想に相なるやうかと考へておるのであります。ところで中小企業金融公庫は、国家財政の現状から見まして、私どもといたしましては、だん十分とは存するのであります。またともかく百二十億程度の資金をもつて出発いたしますことに相なつておるのであります。従いまして、金額が非常に限定されております関係上、これを何らかの目安をつけて運用するということにはいたしません。雲散霧消して、どこへ行つたかわからぬということになつてしまふおそれがあると思つておるのであります。従いまして私どもとしては、この金が積極的な意図のもとに運用されるやうな方向に持つて行きたい。先ほど申したやうに、金額の点においては、国民金融公庫の担当する部分よりはやや多めな点をねらう。そしてまた得るならば新規な貸出しという点で押える必要があるのじやなからうか。また必ずしも設備資金に限定するわけではございませんけれども、既存のことで陳腐化したものを押えてみますと、約十億円でありまして、扱ひ件数が現在のところ十八万程度に相なつておりますが、その総平均が大体十万円ちよつと切れる程度であります。法律の限度を申しますと普通の場合一件五十万円が限度でございます。連帯保証で出て参ります場合にはございまして、一件当り二百万円が限度に相なつておるのであります。この中小企業金融公庫によりましては、貸出しの限度は一件最高一千万円までということにいたしておるのであります。これは今の開発銀行の中小企業向けの見返り資金の貸出しと大体同じ形に相なつておるのであります。

○小平(久)委員 そうしますと、この公庫から融資する金額の最低は大体十万円程度と考へてよろしいのですか。○岡田(秀)政府委員 国民金融公庫の貸出しの平均は約十万円でございますが、法制上は普通の場合には五十万円と相なつておるわけでございますから、

大体見当としては五十万円見当が国民金融公庫と中小企業金融との境界になるかと思うのでございますけれども、実際の貸出しからいって、五十万円以下ではいかぬというところは、法制上の限度からいえば、五十万円程度のところが両者の境界かもしれませんが、若干のところは交錯すると考えてよろしいかと思ひます。

○小平(久)委員 実はその辺のところ、実際問題として一番問題になつて来るのではないかと気がいたすのであります。と申しますのは、先ほど来御説明がありました、一体公庫の金をどういふ方面に流すか、中小企業と申ししても、非常に幅が広いので、そのうちの方に重点を置いて運用するか、あるいは小の方に重点を置いて運用するか、これが非常に重大な問題だと考えます。そこでもし小の方に重点を置くことになりますと、本公庫の融資最低限五十万円というものが必ずしも妥当かどうか疑問があるのです。そういう点が問題になるのであります。しかれば根本的にこれをどうして判断するかということになります。とつて必要な資金は、設備の合理化の資金が、より多く要求されておられるか。それとも安定したや長期にわたる運転資金がより要求されておられるか。あるいはまた角度をかえて申しますならば、設備の合理化資金、また経営の合理化と申しますか、高金利による負担を脱却せしめるということがより要求されておられるか。そこらのところから判断するよりほかはないのではないかと思ひますが、当局としては、

現在の中小企業にとりまして、より緊急に必要とされておられるのは、設備の合理化のための資金か、あるいは高金利から脱却するためのものかであるか、この点についてどのように認識されておられますか、ひとつ御所見を承りませう。

○岡田(秀)政府委員 現在中小企業者の要求しております金融上の問題としましては、私は経営上の合理化と申しますか、既存の、たとえばすでにある程度高利の不安定な金を借りておる、それを低利の安定した資金に借りかえたという要求が相当熾烈であるかということにつきましては異論はないかと思ひます。一方その場合におきまして、肩がわりをしてやりましても、単に今借りておる金の金利が下つた、支払いの期限が延びたというだけで、その企業が積極的に局面打開の方向に伸び得るかどうかというところに、私どもの方は一抹の懸念を持つております。過去の債務を肩がわりした上に、さらに局面を開いて前進するだけの金がなければ意味がないと思ひます。ですからそういう意味から考えますと、公庫の金がそこまで、かゆいところまで手が届くには不十分であらうかと思ひます。また一方設備が非常に古くて、これがある程度手入れすればコストが下つて、うまく行くのだというふうな状態にある中小企業者も、これまたかなりの数になることでは否定し得ないであります。そういう方の御要求がありました場合にこれをどうするか、これを大いに尊重しなければならぬことはまた論をまたぬところであらうと思ひます。要は両方とも十分に要求に応ずるよう

この公庫が運用できますれば申し分ないのであります。遺憾ながら先般来申し上げましたように、金に不十分な点があるものであります。そこで私どもの方としてしましては、さしあたりとしては積極的に前進し得るような方向に、この金が役に立つという面に運用できれば、一番国全体としてよろしいのじやなからうかと、今のところ考えておるのであります。

○小平(久)委員 その点はお互いの、いわば感じて判断しておるようなものであります。どちらを主とするかという判定はなか／＼むずかしいと思ひますが、でき得れば何か統計的のどういふか、科学的に、よりどちらを主とすべきかというふうな資料がもてきたいと思ひますが、いかがですか。そういうものができる見込みがありますか。

○石井(由)政府委員 中小企業の経営を安定いたしますために、高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

○小平(久)委員 私は先ほど来の論議を通じてもそう思ひます。高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

に切りかえられないかという問題があるものであります。これは従来の契約者に若干の疑義がございますので、これを改正いたしまして、この一月一日以降は、従来正常の金融機関以外のものから借りておつた債務を返済するために、正常な金融機関から借入れをするというのは旧債の借入かえではない、信用保険法上新しい貸付と考へてさしつかえないという取扱にいたしまして、着々いよいよ市中金融ベースにおきまして借入かえを推進し推進して参つておられます。ただいまお話の合理化のために、旧債の借入かえ、高利債の借入かえ等を積極的にやつたらいいのではないかとお説は、まことにごもつともお説でございます。短期債一般の長期化とか、何とか構想という考え方もあるわけでございますが、現在のところ私どもの考えといたしましては、あつた限り金融機関のベースに参りまして、信用保険制度の活用等によつて高利債の借入かえを推進して参りたいと思ひます。お尋ねの合理的な計数的な、ないし科学的なベースで立証し得る資料があるかということでありまして、さしあたりそこまでつ込んだ経営のデイスカッションをやつておられますが、至急に取調べまします。資料として出し得るようでございますから、御参考に供したいと思ひます。

○小平(久)委員 私は先ほど来の論議を通じてもそう思ひます。高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

○小平(久)委員 私は先ほど来の論議を通じてもそう思ひます。高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

いうことでやられておりますし、本公庫もまた一口に中小企業というように、全体としてこれが融資の道を講じよう、こういうことになつておるのであります。ところが、これも現実の姿から申しますと、これを一本にとらえるがゆえに、それが漠然としてしまふ。それだけ、それ／＼の企業に合致した施策が行われぬ。いろいろ／＼な施策を行うが、どうもその施策の効果が薄れてしまふ、こういう観があるじやないかという気がするのであります。そういう点で中小企業は数も多いし、業態もいろいろあるというふうなことから、施策も全般的に大企業と中小企業というのではなくて、中は中、小は小というように、今後の施策を区別してやつて行くことが、いろいろ／＼な施策の方面において目的を果すのではないかと気がするのであります。それ／＼や中と小との線で画するか、これはまた研究を要しようが、そういう感じがいたすのであります。本公庫の場合においても同様でありまして、中小企業と一口に全般的に取扱われてしまふので、焦点がぼやけてしまふ。またどちらに焦点を置くべきかということのほうきりした判断の資料もない、こういうふうらみがあるのではないかと、こういう感じがするのであります。この点はいずれ研究を願うことといたしまして、次にお尋ねいたしますが、本公庫の代理業務を行うところの金融機関であります。これについては前国会において、しさいにわたつて論じ尽されたところでありまして、ただいま当局で考へるところでは一般市中銀行あるいは商工中金、相互銀行、信用金庫、信用組

○小平(久)委員 私は先ほど来の論議を通じてもそう思ひます。高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

○小平(久)委員 私は先ほど来の論議を通じてもそう思ひます。高利債の借入かえを推進いたしますことは、これは目に見えて合理化に役立つところではございます。現に国民金融公庫におきましては、いわゆる高金利で借りております零細な企業者は高金利だけのために困つておる、これから脱却できれば目に見えて、月々何千円あるいは何万円かの収益を収めるという点からいまして、高利債の借入かえを積極的にやつておられます。私も同様に思ひます。

う気持のようでありますが、この点につきましても先ほど来の質疑によつて申し上げましたように、大體公庫の金をどの方面に流すかということによつて、大體代理機關の使い方というものもがきまつて来るんじゃないか。そこで一部には、従来の市中銀行のやり方等についても、これは業界に大いに不満もありませんし、また従来市中銀行が中小企業の金融に占めた地位というものも無視し得ないという面も確かにあると思ひます。しかしながらまた一面には、通産省が年來主張して参つておるところの、この業者の組織化という面からして、商工中金の存在ももちろん無視し得ない。これをいよ／＼強化せよということもまた国民の声であることは間違いないと思ひるのであります。そういう点をい／＼考え合せますと、なか／＼金融機関の選択というものにはむす／＼かしの思ひがあるのであります。今後当局としてこれらの代理金融機関をどのように活用いたして行くつもりか、それ／＼の金融機関にどのようなウエイトを置いて運営いたして行くか、その辺のところの方針について概要を承りたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 先ほど申し上げましたように、今度御提案申し上げましたところの中小企業金融公庫法案は、要するに開発銀行並びに国民金融公庫の中間にありまるところの中小企業者を対象として、特殊の長期の安定いたしました低金利の資金を流して行く仕組みにいたしたいと考えておるのであります。その対象でありますところの中小企業者の従来からの取引金融機関をちよつと見てみますると、いわゆる銀行筋が相手にいたしておりますものは、件数でいいますと約八十万くらいあるのであります。これが人間数に直しましてどのくらいになるか、これははつきりした数字は出ないのであります。ある程度の推定はできるかと思ひます。それからまた相互銀行は、件数から申しますれば百六十五万件くらい、信用金庫が五十五万件くらい、国民金融公庫が十八万件、信用組合が約十萬くらい、それから商工中金は、これは組合の数になります。七千組合くらいを相手としたしておるのであります。そして各金融機関はそれ／＼自分の性格に合うような特徴のある仕事振りをいたしておりますから、中小企業者におきまして、二つの金融機関にまたがって取引している人もあることは否定できませんけれども、銀行によつておる中小企業者あるいは相互銀行とおもに取引している業者というように、金融機関別なグループがおのずからできておるかと思ひるのであります。そしてこの今度できます公庫は、急に店舗をあげまして、みずから直接の貸付をやるうと申しまして、これは商工中金がすでに十数年の経験を持つておりました。やつと各府県に一つずつの店舗があるくらいであります。人的構成から申しまして、必ずしも完璧を期しておらないのであります。事務の運営がまづいとか、いろいろの非難をいまだに受けておるような状態から見まして、今度できます公庫はみずから直接貸付をするというのは一応やめまして、大體既存の金融機関を活用しまして代理貸しの方策をとつて参りたいと思ひておるのであります。かような考えのものを、

現状を考えてみますると、この中小企業者に対して金融を担当いたしておきますところの各種の金融機関を適當に活用いたしまして、これにそれ／＼資金を流すことによつて、いろいろの特殊のある金融機関の窓口を通じて中小企業者に金が流れて行くのではない、か、かように考えるのであります。ちよつと大きなビルディングにおきまして、その上の水のタンクにたとえてみますれば、そこからパイプがビルディングのいろいろの方面のじや口に通じておる。そうしてそのじや口は台所にもあるし、あるところは洗面所にあるというやうなぐあいにはいたして、おの／＼じや口を利用して、従いまして、中小企業者がかわつて来る。従いますれば、そのじや口を利用して、おりましたところの人は非常の不便を感じることもあらうかと思ひます。で、われ／＼といたしましては、建前としては中小企業の金融をやつておる、まづ一切の金融機関を活用するのだというところで行きたいのであります。しかしその間おのずから金融機関の性格ないし使命というものをわれわれの方で握りまして、公庫から資金を流す分量、パイプの太さの關係につきまして、その辺のところをちよつと考慮して参りたい。一例を申し上げますれば、商工中金というものは組合専門の金融機関を担当しておるのであります。しかも預金は普通銀行と違ひまして、なか／＼集まりにくい状態である。過去におきまして、国家資金によつて援助する以外になか／＼円滑な企業運営がいたしにくいやうな宿命をもつた金融機関でございます。従いまして、公庫の金を流します場合におきましても、中金等につきましてもその持つておる使命ないし資金源獲得の難易の問題等を考慮いたしますれば、若干の特殊の考慮を払わねばならぬかというふうな考慮をしておるのであります。建前としては、金融機関はそれ／＼の公庫の代理店として活用いたしたいのであります。活用するそのウエイトにつきましても、それ／＼の金融機関の持つております性格等に應じまして、適宜にあんばいして参りたい、かように考えておるのでございます。

○小平(久)委員 それでは次に移りますが、次に伺つておきたいことは、今の御説明のように各種の金融機関をして代理業務を行わせる、こういうことではあります。それ／＼の金融機関はまたそれ／＼のお得意さんを持つておる。こういう關係が流れるという公庫ができて資金が流れるということになり、従来の場合に於いて、ややもすれば従来の因縁等にとらわれて、当局が目的をいたしておるところのねらいが必ずしも沿わない融資等も行われるのじやないかという点も考えられるのであります。この点について代理金融機関が融資先を選ぶ、その選定について当局としてはどういふ注意を払つてやつて行こうという考えなのか、この点をまず第一点として承りたい。それからもう一つ承りたいことは、何と申しましても本公庫が出来るやうな、資金源もきわめて乏しい、にもかかわらず一融資先に対する累計額が一千円までよろしい、こういうことになつておるのであります。この一千万円という限度は中小企業のうちのどの部類につきましても、特にそれが

設備の合理化でもやろうという場合ならば、必ずしも多量金額ではないと思ひます。しかしながら一面こういつた公庫の建前からいへば、大口の面にばかり融資が集中するやうなこともあります。この中小企業のうちの小の企業の方にまわる金額というものは非常に少くなつて来る、そういう心配がそこでも生じて来るのであります。そこで先ほど来お話がありました。当局は全般的にいへばあんばいということでありませんが、なか／＼實際問題としてはそこをどうかじをとるかむすかしい。要するにあまりに大口に集中しないやうにするために、当局として何らかの方法を考えておられるかどうか、これを第二に承りたい。時間がありませんから統一して、一点承りますが、第三点としては、大體一件累計額一千万円というお話であります。これは何らかの具体的に中小企業の合理化等をやるためには一千万円程度が必要なんだ、まずその辺最高やれば何と中小企業も合理化できるだらうという何らかの具体的な目安があつてきめられたことではないかと思ひますが、その辺何か事例でもあります。すなわちひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 第一の御質問でございますが、私も先ほど申し上げましたように、中小企業金融をやつておられますところの各種の金融機関を代理店に活用するやうな建前をとりたい。それ／＼の金融機関に対する扱いは公庫でいたしたい、建前といたしましてはそういたしたい、その貸出しを申上げたい、ある種の得意先に片寄つてしまふやうなことがあ



つてはならぬということについてはまことに御同感でございます。たゞえれば金融公庫の運用方法、代理店を扱います方法の申込みから貸出しの決定まで全部を委任しますのと、貸出しの決定は公庫に持ち上げて行きますと、貸す貸さないを公庫でやる場合と、二つの方策を考えておるのであります。公庫が決定をやりましてもいいか、代理店の場合におきまして、公庫が貸す、貸さぬをきめる一つの考え方といたしましては、代理金融機関とその当該取引先との従来の取引関係はなぜ自分のお金か、また金融機関はなぜ自分の本来の資金を貸すのでは都合が悪いから、なぜ今度の公庫の金を貸さなければならぬかという理由、あるいはまた信用保険をつけておきますれば、その方面の事情等も報告を受けて、融資の期間であるとか、金額、使途、いろ／＼なことを勘案して、貸すか貸さぬかをきめるようにしたらよろしいのじやないかと思ひますが、専決代理、つまり貸す、貸さぬの決定まで全部金融機関がやります場合に、今申し上げましたような事情を一件ごと報告させまして、あまりに情実金融と申しますか、貸し方がおかしいようなものにつきましては、適宜注意するなり、あるいは業務委託を取消すというふうなところまでならぬをきかすように公庫の運営をやらせて行つたらどうであらうかと考えておるのであります。なお公庫の貸出しが限度一千万円になつておるための、かりに一千万円のお金を貸出しを一千件やりますれば百億円という結果に相なりまして、これはな

はだ都合な結果になるのであります。従いまして、私どもの方といたしましては、なるべくそういうふうな片寄つてしまふというようなことにならないように、また一方金融機関は、小口の金融は、調査その他いろいろ手数は、比較的大口の貸出しよりもかえつて手間がかかるからぬとわらうから、小口の貸出しをなるべく公庫が代理機関に与えます手数料の操作において、小口のものも、一千万円と比較的小口のものを扱ふ手数料を優遇するといふようなことをするとか、あるいはまた一定の一千万円のうちでも、あるところを線を引きまして、専決代理の場合においても、それ以下なら専決代理してもよいけれども、それ以上の場合には個々に公庫の方に申請をさせるようなことを考えてみてはどうかといふことも考えておるのであります。特に大口に集中することのないように操作はいたしたいと思つてあります。

なお限度を一千万円程度にいたしました目安といたしましては、過去におきまして私どもの方といたしましては、中小企業の企業診断といふものを中心に積極的に行つておるのでございまして、それ／＼の業態につきまして、千差万別ではございまして、中小企業が今後積極的に発展して行くのにはどうしたらよろしいかといふことのみならず、現在行つて行くかぬのはどういふところに病根があるのかといふようなことを調べまして、そうしてかやうにないれば病気が治るのみならず、業績が発展して行くべきありましようという事柄を抜き出して、報告をいたす仕組みをどうとっておるのであります。その経験を見ますと、七八百万円ないし千万円前後の金があれば非常にぐあひよく行くといふような事例がまああるのであります。全部ではございませぬけれども、かなりそういう事例もあるものでございまして、限度としては一千万円くらいの限度をつけておくと、しかしながら金融機関が、限度が千万円だからと勘定から、むやみに千万円の限度を引くといふようなことのないような操作もあわせてとりまして、所期の目的がうまく行かざるようにならぬことをい、かやうに考えております。

○小平(久)委員 次に本公庫の金利の点で若干伺つておきます。これはさしあたり一割といふことであるようでありまが、御承知のように、農林中金の方は、もちろん性質も若干違ひますが、七分五厘といふことになつてい。またこの算書を見ましても、農林漁業の金融公庫の方は、二十八年度の予定損益計算書において利益金の予算額が三千万円ちよつとになつてい。るのであります。しかるにこの中小金融公庫の方は一億七千万円余といふことになつてい。るのであります。資金の運用等から申しても農林漁業の方がかつと多い。こゝろの点は、もちろん資金の性質の相違は若干あるとは思ひながら、やや解しにくいやうな気がする。のであります。先ほど来非常に低利の資金といふことを長官も強調されておられますが、それにもかかわらず、本公庫が初年度から一億数千万円の利益を見込んでい。るのであります。

は、一体どう解釈したらよろしいか、御説明願ひたいと思ひます。最後にもう一点承りたいことは、中小企業金融の問題については本公庫が榮足するといふことは、とにかく従来のかつたものができるのであります。また、プラスには相違ありません。また今後本公庫の資金も大いに充実をしてい。べきであります。それを借り受ける側のいわゆる信用力といふか、それをその間に信用保険の制度もあるし、あるいは各地にできております信用保証協会も相当機能を果しては、信用保証の途として、信用保証制度と信用保証協会の関係を見ますと、保険制度も逐次利用されて来ているようでありま。今詳しくは申し上げませんが、資料等を見ると、さうなつてい。るのであります。しかしこの保証協会の方が、實際借りの側からすると、より多く利用されやすいじやないかといふ気が私にはするのであります。保証協会についても、今回は改正法案も出るようでありま。この保証協会をより強固なものにするのがこの際ぜひ必要じやないか。さういふ見地から申すと、各地にある保証協会を今回の法の改正によつて何か特殊な法人にするといふ話であります。これに対して国家の援助の手を差伸べる方途をぜひ考へるべきじやないか。現在は地方の公共団体、特に都道府県が大部分の出資をいたして、それに金融業者あるいは民間の一般企業が若干の出資をして来てお。るのであります。もう少しこれに対して国の資金をつぎ込んでや

る。現在の実情に即しても、大体出資額の十倍からの保証をしておるようでありま。このことによつて中小業者が救われるといふ面は非常に多いと思ひます。この点について当局で何か考へておるかどうか、これをあわせて承つて私の質問を終ります。

○岡田(秀)政府委員 今度設立をお願いいたしましたところの中小企業金融公庫が、初年度からかなりの利潤が上がるという点でございます。これは予定されておりますところの公庫の資金の構成が、百二十億のうち、資金運用部から借りる金が二十億でありまして、他は百億が全部政府の出資に相なつておるのであります。従いまして金利一割で貸すのであります。公庫の資金源のほとんどが非常に安くつておる。農林漁業金融公庫の場合、資金運用部等からの借入金相当額を占めておられて、資金コストが、こちらの設立すべき公庫よりは非常に高くなつておる点がおもな原因になつてい。るのであります。また一割と七分五厘の差があるといふことも大きい原因かと思ひますが、一般の市商工関係の金利をながめてみますと、一挙に低い金利に下げ過ぎますことも、金利体系の上から見てもいかかかと存じます。まず一割程度が妥当なところではなからうかといふふうには思ひます。予算書にありますが、その点にはさうな事情でございまして、御了承を得たいのであります。

なお信用保証協会の強化の点につきましては、まことに私も同感をいたしておるのであります。さしあたり国会へお願いしまして保証協会を強化

第一類第十一号 通商産業委員会議録第十一号 昭和二十八年七月四日

九

いたしたいと考えております。まず信用保証協会の法律で内容をきちんといたしますように仕組みとして、信用保証協会法というものを御提案申し上げることにいたしてあるのであります。これによりまして内容を健全化したしまして、まず活発に活躍し得る素地をつくつていただく。同時に、今お話がございましたように、国といたしまして、もつと積極的に協会の活動力を付与いたします意味におきまして、従来信用保証において信用保証協会の保証債務の五〇%を保険として付することによりまして、六〇%まで保険に付することができるようになりました。この保証協会の保証能力の限度をそれだけやすことにいたしましたのであります。なおこれは法律上の問題ではございませんけれども、信用保証協会法が成立いたしましたとして、一応全国の信用保証協会の内容をあまり甲乙ないよう相当地度のレベルに引上げました上におきまして、この信用保証協会を対象といたします信用保証の保険料をある程度下げようというところに大体事務的な話し合いができています。保証協会が、両々相まみちして、保証協会がいよいよ活発に中小企業金融のために貢献できますような方向へわれわれとしても持つて参りたい、かように考へておる次第であります。

○大西委員長 次は長谷川四郎君。  
○長谷川(四)委員 二、三伺つておきたいと思ひますが、中金があるのにまたこういふものができるので、屋上屋を重ねるものだという意見が非常に多うございます。しかしこれにはいろいろ見方もあり、考え方もあるでしよ

う。そこで中金の金利が、一般の金利との比較からいつて高過ぎはしないかという点と、今度できる公庫に比してやはり中金が上まわつていくという点については少し矛盾があるのではないかという点について、中金の金利を引下げる御意思等はないかということをご質問にお聞きしたいのであります。  
○岡田(秀)政府委員 商工中金の金利は、短期の資金の貸出しにおきましては日歩三銭、大休年一割を最高といたしまして、中には二銭七、八厘、一割を若干切り下す程度。長期の貸出しにおきましては、三銭五厘、大体一割三分というのを標準に相なつておるのであります。従ひましていわけゆる市中銀行の貸出し金利から見ますれば、短期の方におきましても若干高うございませう。長期のものにつきましても一割三分でありませうから、大体一分見当の高さを示しておるのであります。従ひまして、御説のように商工中金の金利を少くとも市中銀行並に下げてくれたいという要望は、商工中金の利用者から非常に強いのであります。ところが商工中金の最も金利高の原因はどこにあるかというところを調べてみますと、預金が集まりにくいというところが第一点であります。それからこれが債券発行金融機関であるという点が第二点であります。債券発行は、一年の割商と、それから三年までの利付と両方出しておるのでありますが、これが八分五厘見当の資金コストについておるのであります。この債券の発行によりまして資金源が相当大きな部分を占めておるといふことが、金利の高い一つの原因になつておるのであります。これを下げる努力をいたしましては、預金

が集めにくいものであります以上、政府資金を極力いい条件におきまして商工中金に多く流してやるという操作をやるのが唯一の方法ではないかと考へておるのであります。従ひまして、たとえばことしの初め二十億の金を貸し付けましたのも、また政府におきまして指定預金をやりませう場合におきまして、商工中金に、他の金融機関と比べますれば大幅の預金をいたしております。一にさうな点を考慮してやつておるのであります。いまだその金利を市中銀行並に下げ得る程度まで至つておらないのは、はなはだ遺憾なのであります。最近商工債券の発行のうち、資金運用部で引受けますもの、原則として月三億になつておるので、この六月におきましては、正味四億まで引上げてもらひまして、広告料、宣伝料のない方法で見やすく引受けの資金運用部のがふえたのであります。かような努力を今後さらに続けて参りますれば、商工中金の金利も若干は下げ得るのではないかと考へておる。一べんにすばつと行くというところは困難かもしれませうが、御説のような方向へ逐次努力して参りたいと存じておるわけでありませう。  
○長谷川(四)委員 御承知のように地方銀行から金融の道のない人がおられる。この金融を受けておるのであります。従つてそれらの人に対するあたいたか政府の考へ方、気持から中金といふものが生れて来ています。しかも地方銀行が大体六割三分くらいの中小金融をまかなつておるので、その間に幾らかくらい中金がまかなうかといへば、わずかに三割に足らないものだ。こういう点から考へても、普通の金融よりも高

いというものは、私はあまりにも政府のあたいたか親心と相反はしないか、こういう点については普通金融並くらいには当然すべきものである、こういうふうにお考えのようでありませうけれども、これらは当然政府の責任において即時引下ぐべきだと私は思ふのであります。長官におかれましては、もう少し下げるんだというくらいのことにはつきり言つておかないと、今度誕生するこの公庫に対しても、私たちが賛成をするのにも非常にしどろもどろの賛成をしなければならぬようなことになりませう。なぜならば、一方の金融を受けているものが高くて、また一方で受けるものが安いのだという、国民に対する平等観を欠くのではないかと、こゝろになりませうので、どうして私はいこの中金の金利だけは当然引下ぐべきだ、こういうふうな考へえを、そこで長官からこれを徐々にできなく、当然引下ぐべきであるという考へえをもつて、ひとつはつきり御回答を承つて、次に移りたいと思ひます。  
○岡田(秀)政府委員 先ほども申し上げたのでありますが、商工中金の金利が他の一般市中銀行その他と比べまして比較的高いのは、短期資金の場合でございます。長期資金については見ますれば、興業銀行とかあるいは長期信用銀行等と比べますと、一割三分と一割二分でありませう、商工中金といたしましては原則は一割三分に今なつておられますけれども、逐次一割二分の例も加味して行くような方向へ行き得るかどうか、今鋭意研究申なつてございまして、この点についてはさう大きな差額が現在出ではおらぬように思ふの

であります。とは申しますものの、一分にいたしまして、これを一割二分のところへ合せようなことは、至急に努力いたすべきはもとよりでございます。従ひまして今度公庫が扱います金は、短期の金は一切扱つておられませんから、比較する部分にいたしましては一般中金以外の金融機関につきましても長期の金、中金につきましても長期の貸出しというものを対象にして比べねばならぬかと思ふのであります。その場合におきまして、公庫は一割、中金が一割三分、その他の金融機関では一番安いのが一割二分、相互銀行等になりませうけれども、従ひましてさほど目立つては、今商工中金の金利が高いということはないと思ふのであります。しかし一割三分と二分との問題はつきりした事実でございます。これとお説のような方向へ持つて行くように、公庫の設立を機会といたしましてさらに努力いたしたい、かように考へるわけでありませう。  
○長谷川(四)委員 他の市中銀行にいたしまして、営利会社であります。これらは営利会社であつて、莫大な利益を今日あげておることは長官が御承知の通りであります。あなたが今手にかけておるのは税金であります。税金の一端をさらに貸し付けるといふ面もありませんので、こういう点、政府が行うものは営利を目的とするものではないので、今の日本の中小商工業者のこの困窮している部分をどうやつて救うかという、その一つの親心なんです。そのあたいたか気持を逆に金融を受け

私はどの角度から見てもこれは妥当ではないのじやないか。従つて回収困難とかいふ面もあり、また回収不能面もあるであろう。しかし、あるであろうけれども、これは中金のみあるのではなくて、他の市中銀行にも幾多そういう例は見られるのであります。であるから、私は政府があなたたい親心を持つて金融をするという点については、その精神とまつたく相反しては、ないか、こう思うのです。ですから、努めて今の長官のお言葉のように、これらは幾分私は安くしろと言いたい。安くしろと言いたいけれども、いろ／＼な実情もあるでしょうから、世間並には当然すべきであろう、こういうふうにお考えます。次官はその点についてどういふお考えでございませうか。

○古池政府委員 先ほど来の御意見はまことにごもつともなことであります。私どもも常々一般の中小企業者の方々からそういう御意見、御要望を承つておるのであります。商工中金の金利が高いということは、これは何とかせねばならぬという空気は私はみなぎつておると思つておられます。ただ問題は、いかにしてこれを引下げるかという点であります。ただいま中小企業庁の長官から御説明申し上げましたように、確かに問題はその資金源の問題であるかと思つておられます。一般市中銀行も相当もつておるのかかわらず、金利は割合に安いではないかというところは、結局市中銀行は安い預金の金を十分に運用できるということにその有利性があると考へるのであります。今後われ／＼といたしまして、商工中金に對しましては商工

債券に重点を置くばかりでなく、できる限り国家の財政資金なりあるいは資金運用部の資金なり、できる限り金利の安い資金を供給いたしまして、これを利用して組合員の方に對しましては今後十分に、たゞいまお説のように金利の安い金を使つていただけるように努力をするつもりでおります。

○長谷川(四)委員 もしこれが下げられないとするならば、今の政府のとおつておる政策を一変すべきであると思つておる政策を一変すべきであると思つておる政策そのものはすなわち国家が資本の蓄積をするのであつて、一般の中小工業者は資本の蓄積をする面というものは絶対的に得ないのであります。あなた方がとつておるところの政策をここで一変するとするならば、私はこれらもつと金利は高くてもさしつかえない。しかし今お話ししたところの、今の政府のとおつておる政策が、資本の蓄積は国家がやるのだ、一般国民の資本蓄積を認めておらないのだ、こういう政策の上に立つて行くならば、私は大いなる疑問を持たなければならぬ。こういうふうにお考え得るのであります。従つて今の政策を続けるとするならば、絶対に下げなければならぬ。ここに政策を一転して、資本蓄積を民間に行わせるのだということになるならば、金利はもつと高くつてよろしいが、銀行はとらなくてよろしいと思つておる政策であります。しかしこれらに對して次官に答弁なさつてくださいます。なかく一人でおきめになるわけには参らないから、答弁は私には必要としませんから、その点については大いに留意をしていただきたいと思つておられます。

そこでひとつこまかい点をお伺いしてみますが、この中小企業金融公庫というものは、資本は合計で幾らになるわけですか。たとへば政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額と合計したとすると、資本の合計額は幾らでございませうか。

○岡田(秀)政府委員 今数字がはつきりいたしておりませうか、一般会計から百億の出資をいたします。それから出資したものとみなすといふのは、計算いたしておりませうか、おおよね十八億見当に相なるかと思つておるわけでありませうか、出資は百十八億何かがしというものに相なるはずであります。それから借入金といつたしましては、これは余談であります。資金運用部から二十億借りることになつておるわけでありませうか。

○岡田(秀)政府委員 間違ひございませぬか。

○石井(由)政府委員 資本になりませぬ。引継額は十八億でございませうか、これのうち十億くらいは回収されるであろうというところでありませうか、運用にまわりませぬものは総額百億、そのうちから四億引かれますから百六億見当と相なりますが、なお法律の第三十三条第五項をこらんくたさいませうか、この四月一日から公庫発足の日まで開発銀行が中小企業者に貸し付けておられる金額は、債権を現金にかえておるといふことに相なつておられます。これが見込額が大よそ二十億でございませうか、その二十億が今の百六億から差引かれます。従つて八十六億というものが公庫発足後年度末までに運用される総額ということにあるのであります。

○長谷川(四)委員 長官の読むのとまたちよつと違つておられます。もう一度聞くともた違つておられるかもしれない。どうもややこしいところがあるのであります。第二条の三に「工業を主たる事業とする法人であつて」というのが、これはお医者さんは法人でなければならぬということでございます。うか。

○長谷川(四)委員 この中に「お医者さんを含む」ということは別にあらためて入つていませぬけれども、今部長のおつしやる言葉は間違ひないと思つておるから、それで了承いたします。

それからこれはちよつと私にもわかりにくいので聞かれますが、第二条第二号の構成員のしまいの文句の「特定事業を行う者」といふと、どういふようなものを指しているのございませうか。

○石井(由)政府委員 特定事業と申しますのは、政令で定めることに相なつておられます。製造業、あるいは物品販売業、運送取扱業、倉庫業、最後の方に参りますと、ガス電気の供給業、それから印刷業、出版業、写真業、今の言葉、このようないわゆる商売と言われるものを指定いたしてゐるわけでございます。従つて通常の意味における商工業者といふものはすべてこの対象になつてゐるわけでございます。が、たとえば計理士でございませうか、たまたま計理士でございませうか、医業は別でございませうか、お産婆さんの仕事とか、こういうような通常言われる意味で商工業でないものを除くという意味合いでございませうか。なお農林関係の農林、漁業協同組合その他を入れてありますのは、たとえば物品製造業に相当いたします。仕事だけを行つてゐる水産業組合とか、あるいは農業協同組合もあるわけでございます。

○長谷川(四)委員 次に役員のことについて申し上げますが、総裁一人、理事四人以内、監事二人以内を置くというのですが、これらの役員は長官のお考えではどういふような人を推薦するお

つもりですか。

○岡田(秀)政府委員 この前御審議を願つておりましたときに、新聞紙上等に總裁候補者の名前が二、三出たことがございますが、われ／＼といたしましては、あの当時まだ全然ああいふ構想はなかつたのでありまして、要するに役員の一層の中心は總裁でございますが、どうもいふ總裁を推薦するかということは、大臣の方におかれまして慎重御検討の上、公庫の運営上最も適切な方をお選になることと存するのであります。私もまだ十分大臣の意見を承つておりませんので、ここでもちよつと申しかねる次第であります。

○長谷川(四)委員 お考えが大臣にあるとするならば、当然あなたは御発表になれないかもしれないけれども、あまり古手の余りものを、持つて行き場のないような者ばかりをどうせ並べたこととは明らかであると思ひますけれども、そういう者であつてはならないのであります。先ほど申し上げた通り、政府が親心を持つてこれだけのものを行つてという、これにマツチするような人たちを集めてもらわないと困るので、銀行の古手の余りものやなんかを、一応持つて行き場がないから、そこへやつて拾つてやれというやうなことで、わずかこれだけの人間で活動するのではありませんから、そういうことのないようにやつてもらわなければならぬのです。従つてこれはそういう考え方がたくさん含まれておると思ひますが、前もつて御注意を申し上げておきますが、さらにこの中に入るのは、前にお話があつた、今度はどうか知らぬが、五十五名というやうなものであります。そこで金を一応たとえば地

方銀行なら地方銀行に申し込む、金融

機関へ申し込む際、私から申しますならば、東京にあるやうな、中心にやつている十大銀行、こういうものは指定するのは避けたい。先ほどお話ししたのは、それ／＼特殊事情があるのだとおつしやるかしのないけれども、この本質が中小商工業者というところにあるので、こういうものはなるべく避けて、そして地方銀行だとか、あるいはまた信用金庫だとか、こういうやうなものに私は重点を置いて進んでいただきたい、こう思ふのだから、あなたのお考えはどうでしょう。

○岡田(秀)政府委員 先ほど申し上げましたように、このできるように金庫は中小企業者を対象にしてやるのであります。開発銀行と国民金融公庫との中間に位置することをねらいとしたのであります。そうしますと、対象とした中小企業者はいろんな取引銀行にぶら下つておる、今お話しになりました大銀行、いわゆる十一大銀行をとりましても、中小企業者で十一大銀行から融資を受けておるものが件数で見まして約二十万七千件あるのがあります。それを業者に直しました場合に何人になるかという、先ほど申しましたのであります。その確な人数の換算はつきり出来ませんが、かなりの人数がこの十一大銀行に取引をいたしておるということに否定し得ないのであります。従いまして公庫の代理店というものを選定いたします場合に、これを除外してしまつた場合は、実際の建前からいましていかにがであらうかと私どもは考えておるのであります。代理店を選定いたします場合には、そういうある

特定の金融機関を除くという事はいたしませんで、公庫の金を流す流し方において、それ／＼の、先ほど申しましたように、金融機関の持つておる格好な性格なりあるいはその使命なり、いろいろの点を勘案いたしましたらして参りたい、かように考えておるわけでありませぬ。

○長谷川(四)委員 どうも長官は、いよいよ十一大銀行に優先的にこれに権利を与えるんだという心底の方が強いやうであります。そこで中金の金融が三割という率、二十七万という数字ですが、全国の中小商工業というものはどのくらいあるのですか。この率からいつて二十七万くらいの数字を見て、大分あるなと驚いておるやうなことで、どうして中小企業の面をあなた救うなんて考えられますか。とんでもない大きな間違いです。十一大銀行が二十七万に貸し付けてあるなんて、そんなものに驚いておるのですか。そんなものに驚かないのですか。とんでもない話です。そんなものに驚いておる、この中小企業を救つてやるやうなといふ考え方からどうして出発できませんか。それは大きな間違いです。それは、長官は、たとえばこれをお貸し付けられる場合にどういう分率をもつて調節をしてお考えですか。たとえ十一大銀行とかあるいは地方銀行だとか、地方の信用金庫だとか、これをどんなふうな分率をもつて貸し付けておるつもりですか。

○岡田(秀)政府委員 十一大銀行に、私は何も重点を置いてやると申し上げたわけではないのであります。扱ひ口数から申しますれば、二十七万、全

部の銀行、金融機関の率から言いますれば、十一大銀行は八・三%であります。一番多いのは相互銀行でありまして、約百六十五万、これが約半分でございます。信用金庫は五十五万で、約一七%というやうに、それ／＼あるのであります。ただ十一大銀行といへども無視できないということを申し上げたのであります。これを大いに一本やりに元氣を出してやるやうに、今の私の申したことがとられようやうに、私に申し分ないやうなのであります。決してさような意味で申し上げたのではないのであります。これを金額に直しますれば、もとよりまた違つた数字が出るのであります。今のはつまり件数からその金融機関にぶら下つておられるところの中小企業者の数がある程度推定するといふ意味で申し上げたのであります。

なご公庫ができましたときに金融機関別にどの程度の資金を流すかという割振りの問題でございますが、これは總裁がきまつてからでないちよつときめかねる点でございますが、われわれといたしましては、抽象的ではございませぬけれども、先ほど申し上げておられるやうに、各金融機関の持つておられるところの特質なりあるいはその使命なりというものをよく押えまして、その金融機関がどういふ層の中小企業者を顧客に持つておるか。またどの程度の一件当りの貸出額を主としてねらつておられる金融機関であるかといふやうなこともねらい合せまして、その金融機関、またここに申し上げます取引先の数等ももつとより有力なる参考の材料にならうと思ふのであります。それらを勘案いたし

まして、金融機関に流す金額の高といふものをお考へるやうに、公庫に私どもの方として指導して参りたい、かやうに考へておられます。

○長谷川(四)委員 長官少しずるいぞ。大体、總裁がきよきよなんといつたつて、それはもうあなたが骨をつくつてやらなければ、そんな者が来たつて、何もやれるものじやありません。どうせあなたに取引先がどれくらいたつて、どのくらいのパラセーターで、どのくらいのものをやるといふ考へ方を持つておられるのだから、教えたつて、いいじゃないか。どうしようといふことはいいじゃないか。あなたが全部やつてやらなければ、總裁なんといふやうが、どうせそんな程度の者しか決して来やしないのだから、いくら注意したつて聞きやしないのだ。だからその分率はどの程度だかといふことは、こつちも大体頭に入ればさしてやらわれないとお前を通産委員をやつておられるのだ、お前は通産委員をやつておられるのだ、お前は借りたのだから言わされたときに、どうもお前のところはだめだ。今度はこつちの手を打てといふくらいのことばを教へてやらなければならぬのだ。そこで私があえて長官に、あなたは仮定に立つのだから、仮定でいいのだ。あなたは總裁でないのだから、仮定で、この程度であるくらいのことばを、やはり委員となるか知らずにおかなくともあいが悪いのです。どうですか。その辺はちよつと教へていただくわけには参りませぬか、お答えてください。

○岡田(秀)政府委員 まことに御質問は――私といたしましても、お話のよりに申し上げたいのであります。けれども、まだ具体的に、どこに何ほとい

うふうにきめておらぬのであります。今申し上げましたような、考えの中に入れねばならぬ要素というものは多々あるのであります。その一つの例といたしまして、先般商工中金の性格論も申し上げたようなわけであります。商工中金のごときもまた、お話の中にありました残高から見ればたつた三多ではありますけれども、先ほど申しましたように、商工中金というものは特殊の性格と特殊の弱点を持つておりますので、これらを補う意味からいって、相当特殊の考慮を払わねばならぬということも申し上げたのであります。さような根本方針のもとに、銀行別の割振りを作業するように、公庫ができましたら指令を出さねばならぬ、かように考えておるわけであります。

○長谷川(四)委員 どうも長官ははつきりしない。聞きたいことは一つも言ってくれぬ。そこでそれは商工中金に今二十億ある。今後あとどのくらい流すお考えがありますか。私はそれがかたにとつて、あとで、お前はこれだけと言つたじやないか、これだけなければならぬということとは絶対申し上げぬ。あなたは大体これくらいのものかという仮定に立つておるのだから、仮定というやつは間違つてもいいのだから、大体その程度だろうというくらいのこととはひとつ明らかにしてもらいたい。中金にはどのくらい、あなたの胸算段がございませうか、ひとつ伺いませう。

○岡田(秀)政府委員 こういうふうな席で、きちつとあらたまつて質疑応答をいたしましたして、速記録に載つておる場合におきましては、どうも胸算用の

点でこのくらいだろうというの、申し上げてもかえつて失礼かと存するのではありません。商工中金に対しては、るる申し上げておりますように、単にその貸出し残高が全金融機関の貸出し残高の三多にすぎないということだけでなしに、また先般お話になりましたように、金利の問題も大いに低下して行かねばならぬという問題、いろいろな点がございしますので、この百六億から開業銀行が四月一日から貸し出した二十億、その残りの八十六億の配分に際しましては、中金に対しては大いに敬意を払うつもりであるというところ、御了承を得たいのであります。

○長谷川(四)委員 どうしてもおつしやれないというのであれば、あとでゆつくり伺いに参ります。

時間が参りましたので、私は質問を打ち切りますが、いづれにいたしまして、申し上げたように、金融をしてもらうというのには非常にいいんだけれども、役員の間等につきましては、十分御考慮に入れてもらいたい。この点は特に次官も頭の中に入れてもらいたいと思ひます。以上をもつて私の質問を終ります。

○大西委員長 質疑はこの程度にいたしまして、この際お諮りいたします。ただいま経済安定委員会において審査しております私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、本委員会といたしましても密接な関係がありますので、経済安定委員会に連合審査会を開きたい旨申し入れたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければ、さようとりはからいたいと存じます。

なお連合審査会開会の日時に關しましては、経済安定委員長と協議をいたしまして決定したいと存じますが、大体来る九日、木曜日になると存じますから、さよう御了承願ひたいと存じます。

本日はこの程度にいたし、次会は明後六日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局